

ご存知ですか？ 成年後見制度

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、本人を法的に支援する制度です。

● 成年後見制度の種類

成年後見制度には、すでに判断能力が低下している場合に利用する「法定後見制度」と判断能力があるうちに将来に備えて契約を結んでおく「任意後見制度」の2つの仕組みがあります。

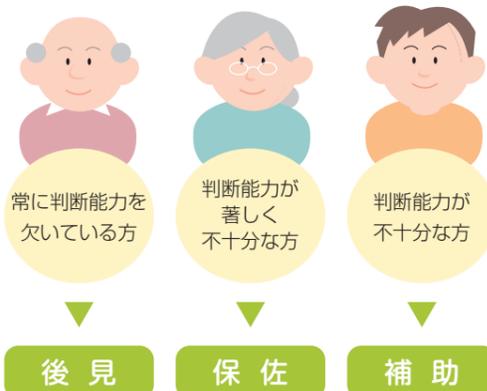
法定後見制度

すでに、判断能力が不十分な人に代わって法律行為をしたり、被害にあった契約を取消したりする制度です。「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じて、制度を利用できるようになっています。

任意後見制度

判断能力が不十分になった時に備えておくための制度です。

法定後見制度



家庭裁判所によって成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）が選任されます。

こんなときは
ぜひ相談して
ください。

ひとり暮らしなので、将来的に施設入居の手続きをお願いしたいのだけれど…。

知的障害のある息子のことが心配。私に万一のことがあったらどうしたらいいでしょうか。

おじが認知症になり、アパート経営ができなくなりました。どうしたらいいでしょうか。

認知症のおばが、不必要で高額な品物を訪問販売で購入してしまったのですが…。

成年後見制度を利用したいので内容をくわしく知りたい。

ひとり暮らしの祖母が物忘れがありお金の管理がうまくできず困っている。

お問い合わせ・ご相談はこちらへ

TEL 0561-75-5008

FAX 0561-75-5088

センターの運営組織体制

尾張東部圏域5市1町の認知症高齢者、知的障害者、精神障害者の家族及び支援者・地域包括支援センター・障害者相談支援センター・行政 など

瀬戸市
尾張旭市
豊明市
日進市
長久手市
東郷町

運営協議会

5市1町の行政職員による委託事業の内容、予算等を協議する

相談

支援

申立

特定非営利活動法人
尾張東部
成年後見センター
(理事会)

選任

家庭裁判所

協力

専門職
協力者名簿
登録制度

適正運営委員会

弁護士・司法書士・社会福祉士・精神保健福祉士・行政などにより、法人受任の可否、適性に法人後見業務が行われているかの確認を行う

平成26年度開始
弁護士・司法書士の登録

センターの特徴

● 相談体制の充実

- ・尾張東部5市1町から委託を受けていることにより、専門職が配置され、さまざまな相談に安心して対応できる体制が整っています。
- ・地域での関係機関との連携を図り、ネットワークづくりをします。

● 二重の監督

- ・本人に対して、適正な後見業務が行われるように、家庭裁判所への報告以外に組織独自の適正運営委員会によって監督されます。

● 専門職との連携

- ・弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、精神保健福祉士協会等と連携し、解決に向けて支援します。

センターの事業内容

法人後見

- ・必要な方については当センターが成年後見人等となります。

相談事業

- ・成年後見制度に関する相談（関係機関との調整、申立て手続き支援等含む）
- ・弁護士会、司法書士会等への紹介

尾張東部5市1町から委託を受けていますので、相談全般無料です。

広報・啓発

- ・地域住民、福祉関係者等の理解促進を目的とした講座及びイベント等の開催

市民後見人の養成・支援

- ・市民が成年後見人になるための研修を行い、その後も支援します。